



Title	百貨店に於ける特殊犯罪
Author(s)	佐藤, 昌彦
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 5, 1-12
Issue Date	1937-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/10639
Type	bulletin (article)
Note	研究
File Information	5_p1-12.pdf



[Instructions for use](#)

研究

百貨店に於ける特殊犯罪

佐藤昌彦

百貨店は近代商業の華とも言ふべき存在であらう。其は大都會の中心地か、或は終點百貨店の如く交通の要路にあつて、多種多様の階級、職業の人々からなる大群集が、常に雜沓する場所を撰んで建築される。其の建物は壯麗であり、其の設備は完備し、内容外觀共に從來の商店を遙かに凌ぐ大資本の威力を示現して居る。斯の如き豪華のうちに幾多の忌まはしい犯罪が包含されてゐやうとは容易に想像し能はぬ所であらう。勿論其眠の士殊に多少でも犯罪或は犯罪學に興味を有する人々は、社會の如何なる部分にも一度検討の目を向けるならば、必ず何等かの犯罪現象が、假令それは法律現象としての犯罪の形態をとるに到らなくても、存在する事を知るが故に百貨店も此の例に洩れない事を洞見し得ては居るであらう。又例へば掏摸の如きものが百貨店中を横行し得る事は何人も多少の考慮を加ふれば知り得る事であり、又百貨店の多數の使用人中に、犯罪性を有するものの介入も

同じく知り得る所であらう。然し私が茲に百貨店の豪華の中の忌まはしい犯罪と稱したのは、斯る種類のものを指すのではないのである。斯る種類の犯罪は敢て百貨店ならずとも多数の人々が群集する場所には必ず見られべきものであり、又百貨店の特性は決して多数の人々の群集する所なる點にのみ求むべきものではないからである。私が敢て百貨店に於ける特殊犯罪と稱するものは、かゝる種類のものではなく、百貨店自身の組織、構成の上から必然的に發生する犯罪なのである。此の故にこそ私はかゝる犯罪を豪華の中にひそむ悪、或は豪華自身と不可分の關係にある犯罪と言つて居るのである。私はかゝる性質の犯罪に就て、其の發生原因、態様、防止方法を次に考究せんと欲するのである。

然らば斯る性質の犯罪とは如何なるものをさすのであらうか。私は上にかゝる犯罪は百貨店自身の機構と不可分の關係にあると言つたが、之は決して百貨店があらゆる人を驅つて犯罪に導く事を意味して居るのではない事を注意したい。あらゆる營利事業が然るが如く百貨店もその進む方向は多賣、多利である。勿論決して道德的意義を目的とした建物ではない。又今日の社會に於ては道德的意義を有する建物のみが存在を許されて居るわけでもないから、百貨店が悪の温床なる如き觀を呈しても夫れのみを以て百貨店の存在を否認するわけには行かない事勿論である。然し若し百貨店が斯の如きものであつたならば、百貨店は夫が社會に與へる利便と犯罪を誘發する危険性とを比較考慮せざるべからざる立場にもおかれる事となるであらう。然し私の信ずる所によれば事態は決して斯の如きものではない。私が百貨店の機構と深き關係ありとする犯罪は斯る百貨店の機構そのものを看破した犯罪者が行ふ所のものを指摘して居るのである。勿論百貨店の有する此の缺陷に誘はれて犯罪性を有せざる者までが犯罪に陥る危険は無しとはしない。例へば單なる瞬間的所有欲に驅られて行ふ竊盜、群集心理に支配され無責任感を生じて行ふ竊盜の如きものはあり得ると考へられる。然し私の信ずる所に依れば之等は若しありとしても其の數は極めて尠く且つ甚だ例外的なものにすぎないであらう。何故ならば之等と雖も仔細に検討するな

らば犯罪を行ふべき素地を有する者に百貨店と言ふ適當の温床に於て發芽した犯罪であると見るべきものが多數を占めて居ると考へられるからである。換言すれば既に犯罪に至るべき種子を有せざるものは如何にかゝる環境に至つても直ちに發して犯罪を行ふとは信じ難いのである。此の問題は實は人間の犯罪性とは何ぞやと言ふ廣汎な問題に導くに至るから茲に於ては論ずる事を止めやう。然し百貨店自身に如何に缺陷があつても夫は直ちにあらゆる人々を犯罪に導くものでない事は何人にも首肯され得ると信ずる。尙此の事は以下述べる所からも判明するであらう。

さて然らば百貨店自身の機構と不離の關係にある犯罪とは何を指すのであらうか。犯罪と言ふ立場を離れて觀察しても百貨店の第一の特徴としてあくべきは多種多類の商品を取扱ふ點にあるであらう。過去に於ける百貨店はその方針からして安價な日用品の多賣主義を取る所と高價な奢侈品の多利主義を取る所とに分つ事を得たが、今日に於ては此の二方針は一に歸して安價な日用品から高價な奢侈品に至るまで凡てあらゆる種類の商品を網羅しあらゆる種類の購買者を吸收せんと大童の態である。従つて其の販賣方法としてはあらゆる顧客を平等に取扱はなければならず又同時に多數の商品を陳列して、之を多數の顧客の自由な選擇に任せなければならぬのである。此の爲に百貨店の顧客はあらゆる階級あらゆる種類を網羅し而も之等多數の顧客が同時に賣場に群集するを常とすべきであるから、必然的に何人も疑はれずに百貨店に出入し得、何人も自由に賣場に佇み得るのである。従つて顧客の識別は極めて困難となり、顧客のすべてに對する店員の個別的應接はその人數の關係上殆んど不可能な事となるのである。此の賣場の特性を利用する犯罪が竊盜、所謂「萬引」と稱されるものである。此の萬引を私は百貨店に於ける特殊犯罪の第一にあげやうと思ふのである。勿論竊盜は必ずしも商店に限らず各種のものがあり得又買物を裝ふ店舗竊盜は敢て百貨店に限らないが、百貨店が萬引の舞臺と稱しても差支へない程多數行はれる點から見て之を百貨店の特殊犯罪と稱する事も亦許され得るであらう。萬引については各方面からの研

究をなし得るが私は茲には萬引の手段（手口）のみに就て述べる事とする。

萬引の手口は各種のものが存在する。大西輝一氏「犯罪手口の研究」一六六頁以下には之をえんこ（猿子）縁故、おとしびき（落し引）、すいとり（吸取）、つりこみ（釣込）、まきこみ（巻込）、まくきり（幕切）、まんびきぶく（萬引袋）、のぞき（覗）、はりとり（貼取）、ひきこみ（引込）、等に分類してあるが、私は特殊の道具を使用するものと主として手先きの働きによるものと數人共謀して行ふものとの三つに分類して見た。

第一の特殊の道具を使用するものにも各種のものがあり得る。

イ、犯人の衣服の脇下等へゴム紐を結びつけて置き、その一方の端に釣針又は帽子止の如き小さな挟み金具の類を付けて之を掌中にかくしもち、之に商品を固着せしめて手を離しゴムの收縮力に依つて挟まれた品物を懐中にする方法がある。之は大西氏によればつりこみと稱せられる方法である。

ロ、運動用バンドの利用、之は運動用バンド（ゴム製のもの）を締めて之に反物等を差込むのである。此のバンドは反物三反位を充分に支へ得るものである。多くは犯人はレインコートを着、そのポケットは筒抜けとなつて居り、ポケットを通して反物を取り込みバンドに挟んで立去るのである。

ハ、袋や箱を用ふるもの。前者はまんびき袋と稱せられるが、犯人の衣類、下着、腰巻等に盗品をかくす大きなポケットをつくつて其の中に入れるものである。後者には第一に大西氏によれば「のぞき」と稱せられるものがある。之は大きなトランク又はバスケット或は信玄袋等の底を抜き中央に穴のある布を張りつめその穴の開き口をゴム紐等にて絞つておくものである。犯人は商品の上に此の道具をおき品物の選別をなした後、思ひ出して此の容器中の品物を整理するらしく装つてのぞき込み（のぞきの名ある所以であらう）手を入れて底布のゴム紐を引き擴げ穴をつくつて商品を引き入れゴム紐を放せばゴムは縮つて布が張られて底となるものである。又底の無い木の空箱を風呂敷で包み風呂敷の底の部分で切つた道具を用ふるものがある。此の道具は上から見れば普通

の風呂敷包みと異ならないのであつて、此の底の役目をする爲にその店の包装紙でボール紙を包装したものを別に製作する事を要するのである。犯人は反物の上に風呂敷包と底板とを別々に置き反物を見分ける風を装つて反物を底板の上に乗せ、その上に擬装風呂敷包をかぶせて持去るのである。又之に類するものに同様の風呂敷包の底にゴムテープを取付けたものもある。之には前者の如き底の役をする別個の包みは必要がないわけである。又擬装風呂敷包とした箱の横の一方に切口をつくり之に内開き式の扉をつけておき片手で反物を扉から箱の中に押込む方法もある。之と同様なものとしては書籍のボールサツクを風呂敷包とし本を差込む口にあたる部分の風呂敷を切取つて製作する方法がある。尙又組立て式擬装風呂敷包とも稱すべきものも存在する。之は組立て式の枠を用ふるものであつて長細いボール板四片を入店後その隅々の穴を紐で結び付けて長方形の枠に仕立上げ風呂敷に包むのである。此の風呂敷の結び方は相當ゆるくしておき、之を盗らうとする反物の上のせ風呂敷の結び目から手を入れ風呂敷の底を越して反物をつかみ枠の中にひっぱり込むのである。之は前二者に比較すれば風呂敷包の體裁は整はず、又商品が外部から見えるわけであるから萬引道具としてはむしろ拙劣と言ふべきであるが百貨店への出入に際しては目立たない長所があるのである。

二、以上の他、アラビヤゴム、チヌウインガム等の如き粘着性のものを鞆の底につけて目的の品の上のせて貼り取るもの或は自己の所持する雑誌の間等へ少容積のものを挟み込むものがある。大西氏によれば前者は、はりとり、後者はぶつかぶせと稱せられて居る。

第二の主として手先きを用ふるものは、最も簡單なものであるだけ、その中には出來心に依る場合の如く商品選擇中に店員の目をかすめて懷中に引き込むものゝ如き最も初心のものから、長マントヤトンビの袖を以て商品をおほひかぶせて仕事をする職業的なものに至るまで各種のものが存在するのである。第一類の道具を使用するものに出來心のもが存在するとは考へられないが、眞に職業的な萬引犯人はかへつて何等特殊の道具を用ひず

素手一本で仕事をするものと見るべきであらう。之は萬引としては最も簡単な方法が熟練の程度の増すに従ひ最も安全な方法となるからであらう。従つてその手口としては更に詳細な研究を要するものと考へられるが茲では此の問題には觸れないでおく事とする。

第三の數人共謀で行ふものは、その一人の竊取の方法は第一か第二のものをを用ふるのであるが、一人が竊取した商品を共謀者が受取つて逃走する點に特長が存する。之は大西氏に依れば「すいとり」と稱されて居るが、大量の萬引は殆ど此の手段を以て行はれて居ると見られ得る。最近の實例に於ても三名が共謀の上甲が品物を手にすると匏をもつた乙がすれ違ひさき咄嗟にそれを受取つて逃走、品物は丙が投賣をして居たと云ふが如きものがあつたのである。

さて私は上に各種の手口に依る萬引を羅列したが、斯る萬引の原因も結局する所賣場の混雑てふ一事に歸着するか如く思はれる。此の混亂を防止する事は單なる犯罪防止の點からのみでなく百貨店自體の經營の上からも望まれなければならない所であるのは勿論であらう。此の爲めに百貨店機構の第二の特徴が生れるのである。商品の部門別けが之である。即ち多種類の商品を多數の部門に分ち一定の秩序と統一の下に販賣するのである。此の部門別けは單に陳列や販賣に止まらず計算の部門別け即ち部門計算をもなすのである。即ち各部門に従ひ従業員、店舗、電燈等の經費を算出してその販賣利益と相對照せしめるのである。斯の如き大規模の部門別けをなす結果各部門間の連絡統一はしばし断たれ勝ちであり大百貨店に於ては他部門の店員の面識を得る事は困難となるのである。單なる大經營と言ふ點からのみでなく此の經營上の特徴から店員同士の面識の不足をもたらすのである。又同時に此の部門別けから来る必然的な經營手段としてレジスター制がある。之は勿論百貨店に限らず大商店に於ては必ず採用される所のものであるが、犯罪と言ふ見地からは特に百貨店に於て注目する必要があるのである。之は一定の場所に金錢出納器を備へ、金錢の出納及び商品の包装を一個所でして出納の正確を期

する制度である。此の制度の結果賣場と出納器との間に相當の距離が存在するに至るのである。勿論之は部門別けの大小により又百貨店そのもの、大小によつて一定の區域内のレジスターの數は相違するが、結局極めて少部分に分てば部門別けの意義を失つて煩雜を來すが故に一個のレジスターの存在する賣場は可成りの場所を占めざるを得ない事となるのである。此の店員相互の面識の不足及びレジスターの存在の二點の間隙に乗する犯罪が「僞店員」である。之は手口の上からは詐僞の一種として分類さるべきものであるが、かゝる性質の詐僞は上述の理由に依り百貨店に於て特に發生し得るものであるから私は之を百貨店に於ける特殊犯罪の第二として考究したいと考へる。

僞店員なる犯罪は多くは客が買物をすまし、現金を出して店員を呼ばうとする際、客の傍に來て店員の如く裝つて現金と品物を受取り、勘定場へ行くが如くに裝つて逃走すると言ふ手口によつて行はれる。之は殆んど男子の犯罪と言つても良いであらう。夫の理由の第一は百貨店に於ては女店員は多くは規定の事務服を着用し且つ胸にマークを附するのが通例であるのに男店員は服装が自由でありその識別が困難である點にある。(此の見地からすれば僞店員なる犯罪の發生原因としては客にとつて店員の識別が困難である點を加へなければならぬのであるが、之は敢て百貨店に特殊な原因とは言ひ難いので省いたのである。)第二の理由は斯る膽力と機敏さを要求する犯罪は女性にあつては極く稀にしか行はれないものと見るべきであるからであらう。又此の種の犯罪の一として拾つたマーク、或は偽造のものを佩用して店員になりすまし、品物を賣場から持出して逃走するが如きものもあり得る。又解雇された店員が店の知悉した事情を利用して品物を持出す事もあり得るが之等は僅少であり而も犯人の目星は直ちにつき得るのである。次に此の僞店員の手口を一、二あぐれば、例へば店員の手足りない賣場で客が店員を捜して居る際に店員を裝つて代金を受取り包装してまいりますと品物を持つて立去り品物を他の賣場へ放棄して逃走する者があり、又或は代金を受取る際に品物は彼方にもありますから御包みして持つて參

りますとて代金受け受取つて逃走するが如きものもあるのである。又偽店員と同一の方法を取るものに店員に對しては客の如く装つて行ふ犯罪もある。此の實例としては次の如きものがあるが、此の手段は極めて巧妙でありその態度は極めて大膽であるので紹介する價值あるものと信ずる。某百貨店に於て客Aが商品Xを買ひその代金として百圓札を店員に渡した。然るに店員は他にも客があつたのでその百圓札を店員Cに渡した。客Aは買つた品物につき尙店員から聞くべき事があつたので夫を待つ間他の賣場の方へとあゆみつゝあつた。此の時に犯人Bは百圓札を手にもつ店員Cに向つて商品を指定してその賣場へと案内させたのである。然るに此のYの賣場は元來の客の買つた品Xの賣場と距つて居るのみならず、現在客の居る場所とも距つて居るのである。即ち犯人Bは店の賣場の配置につき充分の智識を有して居るのである。斯くて犯人Bは此の賣場で簡単に品物を買ひ極め之を某賣場にまはせと言ひつけ、更に店員Cに向つて先刻のXも一緒に支拂ふからその百圓札を返してくれと請求して札を受取つて逃走したのである。尙又次の如き手口もある。客Aが價格二圓の品Xを買はうとして居る所へ犯人Bは店員風に装つて應接し、客から品Xと十圓紙幣とを受取りレジスターの傍に行き金受箱へ用意の一圓紙幣二枚をキャツシャーに渡して打込ませXを包装係に渡し十圓紙幣をもつて逃走したのである。

以上偽店員なる特殊犯罪について略述したが店員同志の面識の不足もレジスター制も要するに百貨店の大規模經營の點から生ずる事は勿論であるが、又一面から考ふれば之は百貨店はもはや小商店の如き家庭商業とも稱すべきものとは全く異り正に一の職場であり一個の大工場とも見るべきものである點に歸着する事も出来やう。百貨店に於ては小商店の如く店舗と住宅とが結合して存在する事はないのである。職場であるが故に店員は一定の時刻に出勤し一定の時刻に退出する。即ち閉店後閉店迄は少數の看視者を除いては此の廣大な區域を看視するものはないのである。然るに一方あらゆる種類の商品を倉庫或は金庫に格納する事は勿論不可能であるが故に、若し何等かの手段を以て閉店後も店舗内に殘留する事を得たならば自由な竊取を行ひ得るは看やすき道理である。

而も今日の百貨店は單なる商店であるにとゞまらず絶えず幾多の催し物の行はれる盛り場であり、又繁華な飲食店でもあるのである。従つて此處には娛樂街に於て見られるが如き群集が常に存在するのである。よつて此の混雑にまぎれ店舗内に残留し又翌朝此の混雑にまぎれて立去る事は一旦之に想到した犯罪者にとつては實行極めて容易なものと言はなければならぬ。之が所謂「居残り」なる犯罪である。私は之を百貨店に於ける特殊犯罪の第三としてあげやうと思ふのである。

居残りの方法としては店員の隙をうかゞひ閉店後物蔭や洋服箆筒等に隠れて時間をすごし、巡視の合間を狙つて店内を徘徊し品物を窃取し、反物等を結び合せて窓から下げて逃走するもの、或は又窃取した品物が携帯に便であつて店内を所持してもあやしまれない時は朝まで店内に潜んで閉店と共に逃走するものがある。此の犯罪は手口としては極めて簡單であるが、容易に高價品を窃取し得る爲其の被害高に至つては想像を越ゆるものがあると思はれる。各百貨店ともその苦き經驗からしてその防禦の方法に就ては智囊を絞つて居る状態であるから之を次に紹介しやう。防禦方法としては、犯人が潜み得る場所を可及的につくらぬ事、及び檢索を充分にする事の二つが先づ差當つて考へられる。第一の方法の一として某店が採用して居るのは、便所、洋服箆筒等、苟も扉のあるものは悉く閉店の際は必ずあけ放す事である。従つて夜間檢索の際、それがしまつて居れば怪しいと言ふ事になるのである。又家具の間、ケースの間、包装臺の下等、犯人の潜み易い場所をつくらぬ様に警戒しなければならぬ。殊に催物等にあつては各種の陳列臺を臨時につくる爲犯人の忍び込みを容易ならしめるおそれがあるのである。此の爲に某店では催物場を造る際、意匠部、電氣係等と打合せ、その諒解の下に奥の方へ電球を取付け手前の隅の方にスイッチを付けておくのである。之は夜間の檢索の際にスイッチを捻ると奥の方へ電球を下等犯人のかくれさうな場所を明るくする爲である。之は勿論催物場のみでなく他の場所にも應用し得る一の良法であらう。

次に夜間の検索であるが、之も各店によつて夫々特殊の工風があるのである。某店では各階毎に自警團を設け検索して居るが、他に閉店五分間前に保安係三人或は二人が屋上に上り、何時も屋上に居る守衛と共に屋上を検索した後、二手に分れ南北の階段から七階に下りる。此處で待受けて居た保安係と共に七階を検索し、再び二手に分れて二つの階段から六階に下りるのである。若し客が一人でも其の階に居れば係員一人丈けをその階に残し七階と記した札を渡しておく。此の札はその階の検索が終れば一階に集められる。残された保安係は客の用のすむ迄待つて客と共に下りる事になつて居る。次に六階も同様にして五階へと順次に下りるのであるが、二階迄すむと一階は素通りして地階に行き地階をすませて改めて一階へ上る。最後に一階をすませて一通検索を終つた事になるのである。然しすべてが終つた事を知るのは全階の札が全部一階に集められた時である。此の全検索を終了する迄に四十五分乃至五十分を要すると言ふ。又閉店時の検索方法として某店では次の様な方法を取つてゐる即ち閉店の際、各階の主任と其の階の店員とが協力して店内の検索に當る事になつて居り検索が終ると巡視札なるものを掲げる。その方法は階毎に二十から三十許りの小さな區域に區分し、その各に居る店員が各自閉店の際異常の有無をよく調べ、階主任に報告する。主任は其の後を再び検査して異常のない事を見極めると右の巡廻札を區毎に掛ける。翌朝早出に當つた者が札を取つて主任の所へ届けておくと言ふやり方であつて毎日之を繰返すのである。札は階毎に一番から二十數番迄、何れも赤色であつて一見してその有無が判明する様になつて居るのである。

さて私は以上を以つて私の所謂百貨店に於ける特殊犯罪即ち萬引、偽店員、居残りの叙述を終つたのであるが之等の犯罪は何れもその方法が示すが如く決して防止し得られざる犯罪ではないのである。例へ賣場の擴張、その間隔の増大、店員の數の増加及びその周到な訓練によつてかゝる犯罪は殆ど根絶し得られるかに考へられる。只然し百貨店自身としては之等の犯罪が上述の如く、百貨店自身の機構と深い關係がある事を知るが故に、自身

の機構を破壊せず又一方賣上高の減少をも見る事なくしてかゝる犯罪の防止をなし得るかについては大いに危惧を抱くが故に容易に徹底した防止方法を講じ得られざる状態にあるのである。例へば賣場に於ける客の自由な選擇が今日の百貨店の重要な魅力の一である事は疑ひない事實であるから、此の購買心理を無視した曉には、賣上の點に多大の影響が現はれて來るであらう事は何人にも看やすき道理である。百貨店が個々の商店の單なる寄せ集めであつたならば顧客の群集はのぞまれない。百貨店には百貨店自身の性格があつて始めてその存在が價値あるに至るのである。茲に百貨店の悩みがあり、又廣く犯罪防止と言ふ立場から見ても、或一つのものゝもつ特殊機構から生ずる犯罪を如何にそのものゝ機構を破壊せず防止し得るかと言ふ困難な問題が発生するのである。此處に至つては以上の考察に關する限り此の問題の解決は不可能と考へなければならぬ。然し翻つて犯罪者自身に就て考へて見やう。私が上述した如き百貨店の機構に對し彼等は犯罪は組織的な考察を下して後に各種の罪を行ふものであらうか。若し然りとすれば彼等犯罪者の智能は理論的、體系的であると言はなければならぬ。所がかゝる體系的な智識こそ彼等犯罪者に最も缺けた所であつて、彼等の一見百貨店の機構に對し深い考察を下した後に行なはれるかの如く見ゆる各種の犯罪は實は彼等の周圍の狀況を判斷する驚くべき明敏さから來るものなのである。彼等の智識は抽象的組織的でなくて、具體的、直感的である。彼等は本能的な判斷に基いて各種の手段を考案し實行するのである。その明敏は驚くべきものであるが、夫が深い組織的な考察から來て居るものではない事は注目に値する點である。従つて私が上述した如き百貨店の機能は實に犯罪者に關する限り彼等の犯罪の眞の原因でも何でもないのである。犯罪の眞の原因はむしろ百貨店の機構の如何と關係なく犯罪に對し嚴重な警戒が行なはれて居ない事を犯罪者が知る事に存するのである。従つて百貨店の機構は現在のまゝにして、彼等犯罪者に乗すべき間隙をあたへなければ犯罪防止としては充分なのである。換言すれば警戒嚴重である事を犯罪者に知らしめる丈けでも充分なのである。簡單な「懷中物御用心」の札さへも犯罪者を用心せしめる事大なるもの

がある。従つて各店が現在なしつゝあるが如き嘗つて刑事警察に職を奉ずる者を以て店内の警戒にあたらしめつゝある事實が一般に周知されるれば犯罪數は激減するであらうと思はれる。

(十二、一、三十一日)

附記

本稿中百貨店に於ける各種犯罪の實例等については主として日本百貨店商業組合發行、品減防止研究記録一號—十四號までによつたのである。此の貴重な記録の借覽を許された、三越呉服店札幌支店次長、三田淳氏の御厚意に對し、茲に厚く感謝の意を表する次第である。